

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第49号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 雑則（第34条・第35条）</p> <p>第6章 罰則（第36条～第41条）</p> <p>附則</p> <p>（手数料）</p> <p>第33条 この条例の規定による許可を受けようとする者、第17条第1項若しくは第3項の規定による登録を受けようとする者又は<u>第27条第1項に規定する講習会を受けようとする者は、次に掲げる区分により手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政治団体が立看板、はり紙又ははり札を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>（1）許可に係る手数料 <u>別表</u>に定める額</p> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（適用上の注意）</p> <p><u>第34条</u> [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 雑則（第34条～<u>第36条</u>）</p> <p>第6章 罰則（第37条～第42条）</p> <p>附則</p> <p>（手数料）</p> <p>第33条 この条例の規定による許可を受けようとする者、第17条第1項若しくは第3項の規定による登録を受けようとする者又は講習会を<u>受講しようとする者は、次に掲げる区分により手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出をした政治団体が立看板、はり紙又ははり札を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>（1）許可に係る手数料 <u>別表第1</u>に定める額</p> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（市町村が処理することとする事務）</u></p> <p><u>第34条</u> <u>別表第2の左欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</u></p> <p>（適用上の注意）</p> <p><u>第35条</u> [略]</p>

<p>(補則)</p> <p><u>第35条</u> [略]</p> <p><u>第36条</u> [略]</p> <p><u>第37条</u> [略]</p> <p><u>第38条</u> [略]</p> <p><u>第39条</u> [略]</p> <p><u>第40条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して<u>第36条</u>から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p><u>第41条</u> [略]</p> <p><u>別表 (第21条関係)</u></p> <p>[略]</p>	<p>(補則)</p> <p><u>第36条</u> [略]</p> <p><u>第37条</u> [略]</p> <p><u>第38条</u> [略]</p> <p><u>第39条</u> [略]</p> <p><u>第40条</u> [略]</p> <p><u>第41条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して<u>第37条</u>から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p><u>第42条</u> [略]</p> <p><u>別表第1 (第33条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p><u>別表第2 (第34条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく</u></td> <td style="padding: 2px;"><u>平泉町</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;"><u>条例の制定及び改廃</u></td> </tr> </table>	<u>法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく</u>	<u>平泉町</u>	<u>条例の制定及び改廃</u>	
<u>法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく</u>	<u>平泉町</u>				
<u>条例の制定及び改廃</u>					
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>					

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の屋外広告物条例第4条第2項、第5条第3項、第6条第1項又は第9条第1項の規定により知事に対してされた許可の申請に係る事務については、この条例による改正後の屋外広告物条例別表第2の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。